

非法定計量単位とその使用 の禁止

法定計量単位以外の単位が非法定計量単位である。

これらの非法定計量単位は、計量法で定められた72の物象の状態の量（法2条1項1号）についての取引又は証明には用いることができない（法8条1項）。違反したときは50万円以下の罰金に処せられる（法173条1号）。

ただし、

- 1 輸出すべき貨物の取引又は証明
- 2 貨物の輸入に係る取引又は証明
- 3 日本国内に住所又は居所（法人にあつては営業所）がない者、日本に駐留する米国軍隊又は国際連合の軍隊との取引又は証明（単位令6条）

については、非法定計量単位の使用の禁止は適用されない（法8条3項）。

〔計量事典〕

非法定計量単位による目盛等を付した計量器の販売の禁止

非法定計量単位を付した計量器^{*}は、販売したり、販売の目的での陳列（事実の認定のため）が禁止されている（法9条1項）。

➡ *この場合の計量器は、計量するための器具、機械又は装置と定義されたもので、特定計量器に限定されていないことに注意されたい。

ただし、

- 1 輸出すべき計量器
- 2 輸出すべき貨物の設計に用いられる計量器
- 3 輸出する貨物の検査に用いられる計量器
- 4 輸出する貨物の立会検査に用いられる計量器
- 5 港湾における検量に用いられる計量器

で、2～5についてはそれぞれ定められた表示*1（単位令7条2号、3号、単位規則8条）が付されたものは販売することができる（法9条2項）。

また、特殊の用途にのみ法定計量単位となる単位が付された計量器は、その用途が表示その他によって明らかかなものでなければ販売、又は販売の目的で陳列してはならない（法9条1項、単位規則3条）。

➡*1 定められた表示は、上記の2～5について、それぞれ

2	機械装置設計用 又は	設計
3	輸出検査用 又は	輸検
4	立会検査用 又は	立検
5	検量用 又は	検量

とされ、法定計量単位により計量することが著しく困難なものに用いるものとして、経済産業大臣の承認を受けなければならない（単位規則8条、別表12）。

*2 非法定計量単位の使用についての経過措置に関しては、第10章を参照のこと。

特定商品と量目公差

質量の量目公差

表 示 量		誤 差
①	5g以上 50g以下	4 %
	50gを超え 100g以下	2 g
	100gを超え 500g以下	2 %
	500gを超え 1kg以下	10 g
	1kgを超え 25kg以下	1 %
②	5g以上 50g以下	6 %
	50gを超え 100g以下	3 g
	100gを超え 500g以下	3 %
	500gを超え 1.5kg以下	15 g
	1.5kgを超え 10kg以下	1 %

体積の量目公差

表 示 量		誤 差
③	5ml以上 50ml以下	4 %
	50mlを超え 100ml以下	2 ml
	100mlを超え 500ml以下	2 %
	500mlを超え 1 l以下	10 ml
	1 lを超え 25 l以下	1 %

面積の量目公差

④	表示量が25平方デシメートル以上である場合について表示量の2%（伸び率が大きい皮革として経済産業省令*1で定めるものにあつては3%）
---	--

➡ *1 特定商品の販売に係る計量に関する省令3条

*2 表①、②及び③のパーセントで表される誤差は、表示量に対す

る百分率とする。

12条1項の特定商品 (量目公差が課せられる計量販売商品)	13条1項の特定商品 〔密封表記商品〕 (量目公差、正味量表記が課せられる密封商品)	上 限	公差
1 精米及び精麦	1 精米及び精麦	25kg	①
2 豆類 (未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1) 加工していないもの (2) 加工品	2 豆類 (未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1) 加工していないもの (2) 加工品のうち、あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及びはるさめ	10kg 5 kg	① ①
3 米粉、小麦粉その他の粉類	3 米粉、小麦粉その他の粉類	10kg	①
4 でん粉	4 でん粉	5 kg	①
5 野菜 (未成熟の豆類を含む。)及びその加工品 (漬物以外の塩蔵野菜を除く。) (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの (2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース (3) 漬物 (缶詰及び瓶詰を除く。)	5 野菜 (未成熟の豆類を含む。)及びその加工品 (漬物以外の塩蔵野菜を除く。) (1) ———— (2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース (3) 漬物 (缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍	10kg 5 kg 5 ℓ 5 kg	② ① ③ ②

〔計量事典〕

資 料

計量標準の内容例（試験等を含む）

（平成18年5月12日現在）

試験・校正の種類	試験・校正の項目	試験・校正の細目	手数料（基本料金・消費税含・円）	備 考	
長さ	よう素安定化	ヘリウムネオンレーザー（633nm）	1個につき	311,600	
	ブロックゲージ絶対測定	短尺（呼び寸法が100mm以下のもの）	1個につき	46,900	
		中尺（呼び寸法が100mmを超え250mm以下のもの）	1個につき	70,400	
		長尺（呼び寸法が250mmを超え1000mm以下のもの）	1個につき	95,700	
		ブロックゲージ（遠隔校正）	1個につき	74,200	
		特殊ブロックゲージ絶対測定	短尺（低熱膨張係数短尺ブロックゲージ 呼び寸法が100mm以下のもの）	1個につき	47,300
		中尺（低熱膨張係数中尺ブロックゲージ 呼び寸法が100mmを超え250mm以下のもの）	1個につき	70,700	熱膨張係数は 0.5×10^{-6} 以下

資料

O I M L 刊行物

1 国際勧告

(INTERNATIONAL RECOMMENDATIONS)

番号	表 題	発行年	TC/SC
R 4	ガラス製（全量用）メスフラスコ Volumetric flasks (one mark) in glass	1972	8
R 6	ガスメーターの一般規定 General provisions for gas volume meters	1989	8/8
R 7	最高温度保持機能付ガラス製水銀体温計 Clinical thermometers, mercury-in-glasses with maximum device	1979	18/2
R 9	ブリネル硬さ基準片の検定と校正 Verification and calibration of Brinell hardness standardized blocks	1972	10/5
R10	ビッカース硬さ基準片の検定と校正 Verification and calibration of Vickers hardness standardized blocks	1974	10/5
R11	ロックウエルB硬さ基準片の検定と校正 Verification and calibration of Rockwell B hardness standardized blocks	1974	10/5
R12	ロックウエルC硬さ基準片の検定と校正 Verification and calibration of Rockwell C hardness standardized blocks	1974	10/5
R14	偏光検糖計 Polarimetric saccharimeters	1995	17/2